

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する運営業務委託契約書（案）

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する運営業務委託契約書（案）

令和6年8月

市川市

市川市次期クリーンセンター整備運営事業に関する運営業務委託契約書

- 1 件 名 市川市次期クリーンセンター整備運営事業
- 2 履行場所 千葉県市川市田尻 1003
- 3 履行期間 令和 13 年 1 月 1 日から令和 32 年 12 月 31 日まで
- 4 契約金額 金 _____ 円
(うち消費税及び地方消費税額) 金 _____ 円

5 契約保証金 _____

市川市次期クリーンセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）における市川市次期クリーンセンターの運営（以下「施設運営業務」という。）について、市川市（以下「市」という。）と運営事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、運営業務委託契約は、仮契約であって、市川市議会において本事業に係る施設整備請負契約についての議会の可決をもって、本契約に読み替える。ただし、施設整備請負契約の本契約の可決がなされなかった場合は、運営業務委託契約を無効とし、市は一切の責任を負わない。

運営業務委託契約の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和【●】年【●】月【●】日

市 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1
市川市
代表者 市川市長 田中 甲 印

運営事業者 【所在地】
【名 称】
【代表者】

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第4条（規定の適用関係）	1
第5条（秘密の保持等）	1
第6条（指示等及び協議の書面主義）	2
第7条（共通事項）	3
第2章 運営業務の実施に関する事項	3
第8条（契約の期間等）	3
第9条（施設運営費内訳書）	3
第10条（運営事業者の責任）	4
第11条（契約の保証）	4
第12条（権利義務の譲渡等）	5
第13条（著作権の帰属）	5
第14条（著作物の利用等）	5
第15条（著作権等の譲渡禁止）	6
第16条（著作権の侵害の防止）	6
第17条（特許権等の使用）	6
第18条（特許権等の実施権及び使用権等）	6
第19条（施設運営企業等への委託等）	7
第20条（監督職員）	7
第21条（総括責任者）	8
第22条（総括責任者等に関する措置請求）	8
第23条（新技術等への対応）	9
第24条（相殺）	9
第25条（遅延利息）	9
第26条（費用負担等）	10
第27条（許認可の取得等）	10
第28条（条件変更等）	10
第29条（要求水準書等及び完成図書の変更）	11
第30条（施設運営期間の変更方法）	11
第31条（臨機の措置）	11
第32条（一般的損害）	12

第 33 条（第三者に及ぼした損害等）	12
第 34 条（法令変更による措置）	12
第 35 条（不可抗力による措置）	14
第 36 条（履行不能期間中の施設運営費）	15
第 37 条（中断による措置）	15
第 3 章 施設運営業務に関する事項	15
第 1 節 共通事項	15
第 38 条（施設運営業務）	15
第 39 条（市川市次期クリーンセンターの所有）	16
第 40 条（運営業務貸与品）	16
第 41 条（報告書等）	16
第 42 条（施設運営業務の不能等）	17
第 43 条（改善復旧期間）	17
第 2 節 準備業務	17
第 44 条（総括責任者の関与）	17
第 45 条（試運転）	18
第 46 条（人員の確保）	18
第 3 節 処理対象物の受入及び処理	18
第 47 条（処理等業務）	18
第 48 条（処理対象物の処理）	18
第 49 条（処理対象物の受入れ等）	18
第 50 条（災害発生時等の協力）	19
第 51 条（処理不適物の取扱い）	19
第 4 節 検査及びモニタリング等	20
第 52 条（運営事業者による検査）	20
第 53 条（市のモニタリング）	20
第 54 条（市川市次期クリーンセンターに係る計測）	20
第 55 条（監視基準値）	21
第 56 条（停止基準値）	21
第 57 条（施設性能基準の未達及びその他の債務不履行）	21
第 58 条（施設運営費の減額）	22
第 59 条（停止期間中の処理対象物の処理）	22
第 5 節 残さ等	23
第 60 条（主灰及び飛灰の取扱）	23
第 61 条（破碎不適金属類及び選別非鉄金属類）	24
第 62 条（有害ごみ等の取扱い）	24

第6節 余熱による発電及び熱供給等	24
第63条（発電設備の運転）	24
第64条（熱供給等）	25
第7節 地域社会への配慮	25
第65条（市内業者の活用）	25
第8節 ごみ質及びごみ量	25
第66条（ごみ質）	25
第67条（ごみ質又はごみ量の変動により基準値を遵守できない場合）	26
第9節 業務の終了	26
第68条（契約期間終了時の取扱い）	26
第69条（契約期間終了時の明渡し条件）	26
第4章 施設運営費の支払等	27
第70条（検査及び引渡し）	27
第71条（施設運営費の支払）	28
第72条（施設運営費の改定方法等）	28
第5章 契約の解除等	28
第73条（市の解除権）	28
第74条（必要な場合の解除）	30
第75条（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	30
第76条（運営事業者の解除権）	30
第77条（運営事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	30
第78条（解除に伴う措置）	30
第6章 その他	31
第79条（火災保険等）	31
第80条（準拠法及び管轄裁判所）	31
第81条（あっせん又は調停）	31
第82条（解釈）	32
別紙1 用語の定義	33
別紙2 個人情報取扱特記事項	37
別紙3 情報セキュリティ取扱特記事項	39
別紙4 処理手数料の徴収にかかる特記事項（第49条関係）	43
別紙5 施設運営費の算定方法（第70条関係）	45
別紙6 施設運営費の見直し（第71条関係）	46

第1章 総則

（目的）

第1条 運営業務委託契約は、基本契約に基づき、市と運営事業者とが相互に協力し、市川市次期クリーンセンターの運営を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 運営業務委託契約において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるものとする。

2 運営業務委託契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、運営業務委託契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 運営事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業における施設運営業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

（規定の適用関係）

第4条 本事業における施設運営業務に係る権利義務については、基本契約及び運営業務委託契約の規定が適用されることにより、市と運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書等の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要求水準書と事業者提案の記載内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、事業者提案に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

（秘密の保持等）

第5条 運営事業者は、この契約の履行に関する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 市及び運営事業者は、運営業務委託契約の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、運営業務委託契約の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、運営業務委託契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方当事者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。また、運営業務委託契約の終了後又は解除後も同様とする。

- 3 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による運営業務委託契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 相手方当事者から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方当事者から開示された後に市及び運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 市及び運営事業者が、運営業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 4 施設運営企業は、本件業務に関する情報の取扱いについては、第1項に定めるもののほか、別紙3を遵守しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市及び運営事業者は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより運営事業者の権利が著しく損なわれると認められる秘密情報に含まれる場合は、本項第2号、第3号を除き、市は運営事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等の規定に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市又は運営事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対して運営業務委託契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
 - (5) 運営事業者が施設運営業務の実施に関連して業務を委託した施設運営企業に対して運営業務委託契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
 - (6) 市が施設運営業務を事業者及び運営事業者以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (7) 市が本事業に関して市川市議会及び市川市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合

（指示等及び協議の書面主義）

第6条 運営業務委託契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、確認、要請、質問、回答、改善措置及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、市及び運営事業者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び運営事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 市及び運営事業者は、運営業務委託契約の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。

（共通事項）

- 第7条 運営業務委託契約の履行に関して市及び運営事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 2 運営業務委託契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 3 運営業務委託契約に基づく金銭債務の額は、1円を最低額の単位として算定し、1円未満の端数があるとき又は1円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。
 - 4 運営業務委託契約の履行に関して市及び運営事業者の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 5 運営業務委託契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 6 運営業務委託契約の履行に関して市及び運営事業者の間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 7 法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が運営業務委託契約に適用されるものとする。

第2章 運営業務の実施に関する事項

（契約の期間等）

- 第8条 運営業務委託契約は、施設整備請負契約が市川市議会において可決となったときから令和32年12月31日までとする。

（施設運営費内訳書）

- 第9条 運営事業者は、施設整備請負契約の本契約の締結日の翌日から起算して14日以内に施設運営費内訳書を作成し、その内容を説明したうえで市に提出し、その承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により施設運営費内訳書について市の承諾を得た後は、当該施設運営費内訳書の内容をもって施設運営費の内訳を変更する場合の基礎とする。
 - 3 施設運営費内訳書は、市及び運営事業者を拘束するものではない。

（運営事業者の責任）

- 第 10 条 運営事業者は、基本契約及び運営業務委託契約に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設運営業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、要求水準を満たすように適正に施設運営業務を実施するものとし、施設運営業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。
- 2 運営事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、基本契約、運営業務委託契約及び要求水準書等に基づき、施設運営業務を実施しなければならない。
- 3 運営事業者は、施設運営業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、同施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、同施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（契約の保証）

- 第 11 条 運営事業者は、施設運営期間にわたり、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第 4 号に掲げる保証を付した場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、年間施設運営費の 100 分の 10（運営事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 98 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は 100 分の 30）以上の額としなければならない。
- 3 運営事業者が第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 施設運営費の変更があった場合は、保証の額が変更後の年間施設運営費の 100 分の 10（運営事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 98 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は 100 分の 30）に達するまで、市は保証の額の増額を、運営事業者は保証の額の減額を、それぞれ請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第 12 条 運営事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、運営業務委託契約上の地位又は運営業務委託契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 運営事業者は、運営業務成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の帰属）

- 第 13 条 運営業務成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合は、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところに従い、運営事業者又は市及び運営事業者の共有に帰属するものとする。
- 2 市が、運営業務委託契約に基づいて運営事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、市に帰属する。

（著作物の利用等）

- 第 14 条 市は、運営業務成果物について、著作物に該当するか否かにかかわらず、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。
- 2 運営事業者は、市が運営業務成果物を次に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（市が運営事業者に提供した著作物の著作権者及び市を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
- (1) 著作者等の名称を表示することなく運営業務成果物の全部又は一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認める公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 市川市次期クリーンセンターの増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、運営業務成果物を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は市の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 運営業務成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 3 運営事業者は、自ら又は著作権者（市を除く。）をして、次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 運営業務成果物の内容を公表すること。
- (2) 運営業務成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡禁止）

第 15 条 運営事業者は、運営業務委託契約に定めのある場合を除き、自ら又は著作権者（市を除く。）をして、第 13 条に規定する著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第 16 条 運営事業者は、運営業務成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 運営事業者は、運営業務成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、自ら運営事業者がその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。

（特許権等の使用）

第 17 条 運営事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施設運営業務を実施する手段、方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその実施手段、方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、運営事業者がその存在を知らなかったときは、市は、運営事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の実施権及び使用権等）

第 18 条 運営事業者は、市が市川市次期クリーンセンターの所有及び運営（市に係る業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限（以下「実施権等」という。）があるときは、当該実施権等を自らの責任で市に付与するものとする。

- 2 前項に規定する運営事業者が付与する特許権等についての実施権等は、運営業務委託契約の終了後も市川市次期クリーンセンターの存続中は有効に存続するものとする。また、運営事業者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が運営事業者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、当該同意を得ていないことにより市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 運営事業者は、運営業務委託契約に基づく施設運営費が第 1 項の規定による特許権等の実施権等の付与又は市による取得及び使用に対する対価を含むものであることを確認する。

（施設運営企業等への委託等）

- 第 19 条 運営事業者は、施設運営業務を自ら実施し、又は施設運営企業に委託し、若しくは請け負わせるものとし、施設運営業務の全部を一括して、又はその主たる部分を施設運営企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 運営事業者は、前項の主たる部分に該当しないものについては、市の事前の承諾を得たうえで施設運営企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 市は、運営事業者に対して、施設運営業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 運営事業者は、施設運営業務に関連して施設運営企業又は第 2 項の第三者に委託し、又は請け負わせる契約において、運営業務委託契約に基づいて運営事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 5 運営事業者は、施設運営企業及び第 2 項の第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、施設運営企業又は第 2 項の第三者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、運営事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 6 運営事業者は、前項に規定する場合のほか、施設運営企業又は第 2 項の第三者をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、施設運営業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

（監督職員）

- 第 20 条 市は、監督職員を置いたときは、その氏名を運営事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、運営業務委託契約の他の条項に定めるもの及び運営業務委託契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監督職員に委任するもののほか、要求水準書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。
- (1) 運営業務委託契約及び要求水準書等に基づく施設運営業務を履行させるための運営事業者に対する指示
- (2) 運営業務委託契約及び要求水準書等に定める施設運営業務の内容に関する運営事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 運営業務委託契約に定める施設運営業務の履行に関する運営事業者又は運営事業者の総括責任者との協議
- (4) 施設運営業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と施設運営業務の履行内容との照合その他運営業務委託契約の履行状況の確認
- 3 市は、2 名以上の監督職員を置き、前項に掲げる権限を分担させるときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に運営業務委託契約に基づく市の権限の一部を委任するときにあつては当該委任した権限の内容を、運営事業者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 運営業務委託契約に定める市に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。
- 6 市が監督職員を置かない場合は、運営業務委託契約に定める監督職員の権限は、市に帰属する。

（総括責任者）

- 第21条 運営事業者は、施設運営業務を管理する総括責任者を定め、その氏名その他必要事項を市に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者は、運営業務委託契約の履行に関し、次に掲げる権限を除き、運営業務委託契約に基づく運営事業者の一切の権限を行使することができるものとする。
 - (1) 運営業務委託契約に係る施設運営費の変更
 - (2) 運営業務委託契約に係る履行期限の変更
 - (3) 運営業務委託契約に係る施設運営費の請求及び受領
 - (4) 次条第1項の請求の受理
 - (5) 次条第3項の決定及び通知
 - (6) 運営業務委託契約の解除
 - 3 運営事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を市に通知しなければならない。
 - 4 市は、運営業務委託契約に定める運営事業者に対する指示等について、要求水準書に定めるものを除き、総括責任者を経由して行うものとする。この場合において、当該指示等は、総括責任者に到達した日をもって運営事業者に到達したものとみなす。

（総括責任者等に関する措置請求）

- 第22条 市は、総括責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、運営事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 市又は監督職員は、施設運営業務に従事している者で施設運営業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、運営事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 運営事業者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

- 4 運営事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から 10 日以内に運営事業者へに通知しなければならない。

（新技術等への対応）

- 第 23 条 市及び運営事業者は、施設運営業務に関連する技術又は運営手法の著しい革新等がなされた場合は、当該技術革新等に基づく新しい技術、運営手法等（以下「新技術等」という。）の導入について検討し、運営事業者は市に対して施設運営業務の改善提案を行うものとする。
- 2 前項の規定による検討に係る費用は、運営事業者が負担するものとする。ただし、市が負担することが合理的であると市が認める費用については、市が負担する。
 - 3 第 1 項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用料の削減等により施設運営費の減額がもたらされることを市又は運営事業者が明らかにした場合は、当該新技術等の導入及び施設運営費の減額について市及び運営事業者の間で協議する。ただし、当該協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を運営事業者へに通知することとし、運営事業者はこれに従わなくてはならない。

（相殺）

- 第 24 条 市は、運営業務委託契約に基づいて生じた運営事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができるものとする。

（遅延利息）

- 第 25 条 市が、運営業務委託契約に基づく運営事業者への支払を遅延した場合は、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額の遅延利息を運営事業者へに支払わなければならない。
- 2 運営事業者が、運営業務委託契約に基づく市への支払を遅延した場合は、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における前項に定める遅延利息の率を乗じて得た額の遅延利息を市へに支払わなければならない。

（費用負担等）

第 26 条 運営事業者は、次に定める施設運営業務の実施に必要な費用その他運営業務委託契約上の義務の履行に必要な一切の費用について、運営業務委託契約において特別の定めがある場合を除き、全て運営事業者が負担する。

- (1) 施設運営業務の実施に必要な水光熱費及び薬剤等の費用
 - (2) 施設運営業務による要求水準未達への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受け入れできない処理対象物を他の廃棄物処理施設まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用等を含む。）
- 2 運営事業者による施設運営業務の実施その他運営業務委託契約上の義務の履行に必要な資金の調達、運営業務委託契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、全て運営事業者が自らの責任と費用で行う。
- 3 市は、運営業務委託契約において特別の定めがある場合を除き、運営事業者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

（許認可の取得等）

第 27 条 運営事業者は、施設運営業務を実施するために必要な一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合は、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について運営事業者は協力しなければならない。

- 2 運営事業者は、前項ただし書に定める場合を除き、施設運営業務を実施するために必要な許認可の取得若しくは維持又は必要な届出に関する責任及び損害（許認可取得の遅延により生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとする。

（条件変更等）

第 28 条 運営事業者は、施設運営業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等及び完成図書の内容に矛盾又は相違があること。
 - (2) 要求水準書等及び完成図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等及び完成図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約や要求水準書等及び完成図書に示され、又は要求水準書等及び完成図書の内容から想定しうる自然的若しくは人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 要求水準書等及び完成図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実

を発見したときは、運営事業者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、運営事業者が立会いに応じない場合は、運営事業者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 市は、運営事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後原則として14日以内に、その結果を運営事業者へ通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ運営事業者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は要求水準書等及び完成図書の訂正又は変更を行わなければならない。なお、要求水準書等及び完成図書の訂正又は変更に係る費用は、運営事業者が負担すること。
- 5 前項の規定により要求水準書等及び完成図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、施設運営期間若しくは施設運営費を変更し、又は運営事業者へ損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（要求水準書等及び完成図書の変更）

第29条 市は、前条第4項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、要求水準書等及び完成図書の変更内容を運営事業者へ通知して、要求水準書等及び完成図書を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認めるときは施設運営期間若しくは施設運営費を変更し、又は運営事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（施設運営期間の変更方法）

- 第30条 施設運営期間の変更については、市と運営事業者が協議して定める。ただし、当該協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、運営事業者へ通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、市が運営事業者の意見を聴いて定め、運営事業者へ通知するものとする。ただし、市が施設運営期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、運営事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

（臨機の措置）

第31条 運営事業者は、施設運営業務における事故の発生による被害の防止又は災害その他これに類する事態の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、運営事業者は、あらかじめ

監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に該当する場合においては、運営事業者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、運営事業者は、ただちに口頭にて報告し、後日通知することができる。
- 3 監督職員は、被害の防止又は災害防止その他施設運営業務の履行上、特に必要があると認めるときは、運営事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 運営事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、運営事業者が当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力又は市の責に帰すべき事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合は、不可抗力による場合は第35条第4項の規定により市及び運営事業者が、市の責に帰すべき事由による場合は市が、当該措置に要した費用を負担するものとする。
- 5 運営事業者は、地震及び災害時には要求水準書等の定めるところにより防災対策をとらなければならない。

（一般的損害）

第32条 運営業務委託契約の履行について生じた損害については、運営事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第79条の規定により付保された保険により填補された部分を除く。）のうち市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第33条 施設運営業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、運営事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第79条により付保された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による賠償額（第79条により付保された保険等により填補された部分を除く。）のうち、市の指示、運営業務貸与品等の性状その他市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、運営事業者が、市の指示又は運営業務貸与品等が不適當であること等市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他施設運営業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合は、市と運営事業者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（法令変更による措置）

第34条 市及び運営事業者は、法令等の変更等により、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにそれらの内容の詳細を相手方当事者に通知する。

- (1) 運営業務委託契約及び要求水準書等に基づく施設運営業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又はできなくなると予想されるとき。
- (2) 運営業務委託契約及び要求水準書等に基づく施設運営業務の履行に関する費用の増減が生じたとき又は生じることが予想されるとき。
- 2 運営事業者は、運営業務委託契約及び要求水準書等に基づく施設運営業務の全部又は一部の履行が法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する範囲において施設運営業務委託契約に基づく義務の履行を免れるものとする。
- 3 市は、運営事業者が前項の規定により履行義務を免れた場合においても施設運営費のうち固定費の支払を免れることはできない。ただし、運営事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れたと認められる費用については、当該費用相当額を固定費から減額することができる。
- 4 市及び運営事業者は、第1項の規定による通知が送付された場合は、運営業務委託契約若しくは要求水準書等の変更又はこれに伴い増減する費用の負担等について協議する。この場合において、運営事業者は、法令等の変更等又はこれに伴う運営業務委託契約若しくは要求水準書等の変更による施設運営業務の実施に関する費用の増減額、費用が増加する場合に増加額を最小限とする対応策のそれぞれを検討して市に申し出なければならない。
- 5 当該法令等の変更等の公布日から60日以内に前項の規定による協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を運営事業者に通知することとし、運営事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増減する費用の負担については次項の規定を適用する。
- 6 運営業務委託契約の締結後において、法令等の変更等により、施設運営業務の実施に関して運営事業者に合理的な増加費用が発生した場合で、前項の協議が整わないときは、次に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、市が当該増加費用を負担する。
 - (1) 本事業に係る関係法令、許認可の変更等に係るものについては、これに伴う運営事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、市が当該増加費用を負担する。
 - (2) 民間事業者に広く一般に適用される関係法令、許認可の変更等に係るものについては、運営事業者が当該増加費用を負担する。ただし、施設運営業務の遂行上重大な支障があると認められる場合は、市及び運営事業者は、当該増加費用の負担について協議するものとする。
 - (3) 民間事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新税の設立に係るものについては、運営事業者が当該増加費用を負担する。
 - (4) 前号に掲げる以外の税制度の変更、新税の設立に係るものについては、市が当該増加費用を負担する。

- 7 市は、法令等の変更等により施設運営業務の実施に関する費用が減少すると合理的に見込まれる場合は、合理的な金額の範囲内で施設運営費を減額することができるものとする。
- 8 市は、法令等の変更等により合理的に必要ながあると認めるときは、運営事業者と協議のうえ、施設運営期間を変更することができるものとする。

（不可抗力による措置）

- 第 35 条 市及び運営事業者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）（要求水準書及び実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で市及び運営事業者の双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により運営業務委託契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は市川市次期クリーンセンターに損害が生じたときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合において、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以後、当該不可抗力により履行不能となった義務について、運営業務委託契約に基づく履行義務を免れるものとする。ただし、当該通知を行った運営業務委託契約の当事者は、当該不可抗力により運営業務委託契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 市及び運営事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに不可抗力発生に係る対処方法、要求水準書の変更、損害及び追加費用の負担等について相手方と協議をしなければならない。
 - 3 前項の協議において、第 1 項の規定による通知のときから 60 日を経過しても協議が調わないときは、市が費用負担以外の項目について定め、その内容を運営事業者に通知するものとし、運営事業者はこれに従わなければならない。ただし、市は、緊急を要すると認められるときは、60 日の協議期間の経過以前においても運営事業者に対応方法を指示することができるものとする。
 - 4 不可抗力により施設運営業務に関して運営事業者に生じた損害及び増加費用並びに前項本文の規定による市の通知内容の実施及び同項ただし書による市の指示内容の実施により運営事業者が生じた増加費用の負担について、市と運営事業者の第 2 項による協議が調わないときは、当該損害及び増加費用（運営事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによるもの及び第 81 条の規定により付保された保険により填補されるものを除く。）で合理的な範囲のものについて、不可抗力が生じた日が属する事業年度の年間施設運営費の総額（固定費と変動費の総額とし、変動費は計画処理量により算出する。）の 100 分の 1 に相当する金額は運営事業者の負担とし、これを超えるものは市の負担とする。
 - 5 市は、不可抗力により施設運営業務の実施に関する費用が減少すると合理的に見込まれる場合は、合理的な金額の範囲内で施設運営費を減額することができるものとする。

- 6 市は、不可抗力により合理的に必要なと認められるときは、運営事業者と協議のうえ、施設運営期間を変更することができるものとする。

（履行不能期間中の施設運営費）

第 36 条 市は、前条第 1 項の規定により運営事業者が施設運営業務の全部又は一部の履行義務を免れた場合であっても、施設運営費のうち固定費の支払を免れることはできない。ただし、運営事業者が施設運営業務の履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れたと認められる費用については、当該費用相当額を固定費から減額することができる。

（中断による措置）

第 37 条 市は、合理的に必要なと認めた場合は、その理由を運営事業者に通知したうえで、施設運営業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項の規定による一時中止（以下この条において「一時中止」という。）をしたときは、運営事業者と協議のうえ、施設運営期間を変更することができるものとする。
- 3 一時中止が市の責めに帰すべき事由による場合において、運営事業者に発生する合理的な増加費用については、市がこれを負担する。
- 4 一時中止が運営事業者の責に帰すべき事由による場合において、運営事業者に発生する増加費用については、運営事業者がこれを負担する。
- 5 一時中止が法令等の変更等又は不可抗力によるときには、当該一時中止に関して運営事業者に発生する合理的な増加費用に関しては第 34 条第 6 項又は第 35 条第 4 項の規定がそれぞれ適用されるものとする。

第 3 章 施設運営業務に関する事項

第 1 節 共通事項

（施設運営業務）

第 38 条 運営事業者は、要求水準書等に定めるところにより施設運営業務を実施する。

- 2 運営事業者は、要求水準書等に基づき、施設運営マニュアル、維持管理業務仕様書、維持管理計画書、安全作業マニュアル、緊急対応マニュアル、作業環境管理計画書（以下、総称して「施設運営マニュアル等」という。）を定め、施設運営業務を行うものとする。
- 3 運営事業者は、施設運営マニュアル等のうち、施設運営マニュアル、維持管理業務仕様書、維持管理計画書、作業環境管理計画書については、市に提出し、その承諾を受けるものとする。
- 4 運営事業者は、必要に応じて、市と協議のうえ適宜に施設運営マニュアル等の更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更した部分を市に提出し、第 3 項の書面については、その承諾を受けるものとする。
- 5 運営事業者は、施設運営業務の実施結果が要求水準を満たさないときは、施設運営マニ

ュアル等に従い施設運営業務を実施したことのみに基づいてその責任を免れることはできない。

（市川市次期クリーンセンターの所有）

第 39 条 市は、施設運営期間において市川市次期クリーンセンターを所有し、市川市次期クリーンセンターを稼働させて処理対象物の処理を行うために必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。

（運営業務貸与品）

第 40 条 運営業務貸与品の有無、品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによるものとする。

2 運営事業者は、運営業務貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から 7 日以内に市に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 運営事業者は、運営業務貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 運営事業者は、市と協議のうえ、施設運営業務の実施により必要となる施設運営マニュアル等又は完成図書の改訂又は更新を図るものとし、改訂又は更新を行った場合は当該改訂又は更新の内容について市の確認を受けるものとする。

5 運営事業者は、要求水準書の定めるところにより、施設運営業務の完了、要求水準書の変更等によって不用となった運営業務貸与品を市に返還しなければならない。

6 運営事業者は、故意又は過失により運営業務貸与品を滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（報告書等）

第 41 条 運営事業者は、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に従い、市川市次期クリーンセンターの施設運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画書に基づく維持管理データの集計処理等の統計事務の実施並びに各種報告書等の作成をし、並びに市に対して施設運営業務の報告を行わなければならない。日報、月報及び年報の各提出期限は次に示すとおりとする。

（1） 日報 当該日の翌開庁日まで

（2） 月報 当該月の翌月 5 開庁日まで

（3） 年報 当該事業年度終了後 5 開庁日まで

2 市は、日報、月報及び年報の内容に疑義があると認める場合その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断する場合は、運営事業者の説明を求めることができる。この場合において、市は、運営事業者に対し、市が必要と認める範囲で、追加資料の

提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、運営事業者は当該市の求めに対し誠実に対応しなければならない。

- 3 運営事業者は、日報、月報及び年報並びにその他運営事業者が運営業務委託契約に基づき作成する書類につき、要求水準書の定めるところに従い、保管するものとする。

（施設運営業務の不能等）

- 第 42 条 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づく施設運営業務を実施することができなくなったとき又はそのおそれがあると認めるとき（以下「施設運営業務の不能等」という。）は、直ちに市に報告しなければならない。
- 2 運営事業者は、前項の規定により市に報告したときは、運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づく施設運営業務の実施ができない又はそのおそれが認められる要因を自らの費用で調査し、調査の結果を市に報告しなければならない。
 - 3 前項の規定による報告により施設運営業務の不能等が、運営事業者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、運営事業者は、市が行う代替措置に要する費用を負担するほか、履行不能期間に相当する施設運営費の固定費（ごみ焼却処理施設が正常に運転できない場合はごみ焼却処理施設にかかる業務委託費の固定費とし、不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合は不燃・粗大ごみ処理施設にかかる業務委託費の固定費とする。）20 パーセントを減額する。
 - 4 運営事業者は、前項の規定により運営事業者が負担する費用について市の請求を受けたときは、速やかに支払わなければならない。

（改善復旧期間）

- 第 43 条 市は、前条の場合のほか、運営事業者が運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアルに基づく施設運営業務を実施することができなくなったときは、運営事業者が施設運営業務を再開することが事実上不可能であると認められる場合を除き、運営事業者に対して最長 60 日間の改善復旧期間を与えるものとする。

第 2 節 準備業務

（総括責任者の関与）

- 第 44 条 運営事業者は、第 21 条第 1 項の規定により選任した総括責任者をして、市と施設整備企業との打ち合わせ等に出席させる等市川市次期クリーンセンターの運営の観点からの意見を市及び施設整備企業に伝えさせ、施設整備企業による市川市次期クリーンセンターの施設運営マニュアル等の作成の過程に関与させるとともに、市川市次期クリーンセンターの設計及び施工の状況を十分に把握させ、市川市次期クリーンセンターの状況に従った運営ができるよう、十分な準備をさせなければならない。

（試運転）

第 45 条 運営事業者は、要求水準書等に従い、施設整備企業が実施する市川市次期クリーンセンターの試運転に係る業務に参加する。

- 2 運営事業者は、試運転の実施に必要な人員のうち、運転管理業務に従事する者について、試運転の期間において教育及び訓練を実施し、施設運営期間の開始日からの市川市次期クリーンセンターの正式稼動に支障のないよう準備しなければならない。

（人員の確保）

第 46 条 運営事業者は、施設運営準備期間において、施設運営業務の実施に必要な人員を自らの責任及び費用負担により確保し、運営業務委託契約が終了するまで、これを維持しなければならない。

- 2 前項の人員には、要求水準書等に記載する資格を有する者が含まれるものとする。
- 3 運営事業者は、施設運営業務の実施に必要な人員のうち運転管理業務に従事する者について、施設運営準備期間において十分に教育及び訓練を実施し、市川市次期クリーンセンターの運転に習熟させ、施設運営期間の開始日からの市川市次期クリーンセンターの正式稼動に支障のないよう準備しなければならない。

第 3 節 処理対象物の受入及び処理

（処理等業務）

第 47 条 運営事業者は、施設運営期間において、運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づき、市川市次期クリーンセンターの運転管理業務を実施し、処理対象物の処理又は分類及び保管を行う。

（処理対象物の処理）

第 48 条 運営事業者は、処理対象物を、要求水準書等、完成図書及び施設運営マニュアル等に定める要件に適合するよう処理しなければならない。

（処理対象物の受入れ等）

第 49 条 市は、搬入する処理対象物について計画性状の範囲内のごみ質を確保すべく努力する。この場合において、要求水準書に定める計画ごみ質の組成については、参考とする。

- 2 市は、処理対象物のうち市の管理のもと収集される処理対象物を市の費用と責任において、運営事業者によりあらかじめ指定された場所に搬入する。
- 3 運営事業者は、市川市次期クリーンセンターの受入設備において受入可能な量の処理対象物を受け入れなければならない。
- 4 市は、市川市次期クリーンセンターに直接持ち込みごみを搬入しようとする者から市に代わり処理手数料を徴収することを委託し、運営事業者はかかる委託を受ける。運営事

業者は、かかる処理手数料の徴収を、別紙４に定める方法に従い実施する。

- 5 運営事業者は、処理対象物の量が市川市次期クリーンセンターの受入設備において受入れ可能な量を超えるおそれがある場合は、市に報告し、市の指示を受けるものとする。
- 6 前項の場合において、その原因が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合は、市の指示に従い作業等を実施したために生じた費用の増加分について、不可抗力による場合は第 36 条第 4 項の規定により市及び運営事業者が、市の責めに帰すべき事由による場合は市が、それぞれ負担するものとする。

（災害発生時等の協力）

第 50 条 災害その他不測の事態により、要求水準書に定める計画処理量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を市が実施しようとするときは、運営事業者はその処理に協力する。この場合において、当該処理のために生じた費用の増加分は、市の負担とする。

（処理不適物の取扱い）

- 第 51 条 運営事業者は、処理不適物について、搬入された一般廃棄物等から可能な限り排除するよう努めなければならない。
- 2 運営事業者は、処理不適物の排除を行うときは、原則としてごみピットに投入する前にて実施するものとし、ごみピット及び不燃ごみ貯留設備投入後においても処理不適物を選別し、排除することが可能である場合は、ごみピット及び不燃ごみ貯留設備からの処理不適物の排除を行わなければならない。
 - 3 運営事業者は、排除された処理不適物について、排出者が特定できた場合は、原則として排出者に返還し、及び再び処理不適物を市川市次期クリーンセンターへ搬入しないよう適正な処理方法を説明しなければならない。
 - 4 運営事業者は、処理不適物をごみピット及び不燃ごみ貯留設備投入後に発見し排除した等の理由により、排出者を判別できない場合は、積極的に部品回収、不燃・粗大ごみ処理施設等での処理を行い、可能な限り削減するよう努めなければならない。
 - 5 処理不適物の混入が原因で市川市次期クリーンセンターに故障等が生じ、当該故障等の修理等のために費用が発生したときは、運営事業者がその費用を負担するものとする。ただし、当該故障等の原因となった処理不適物が、第 1 項及び第 2 項、要求水準書及び施設運営マニュアル等に従い実施する処理不適物の確認作業を実施しても当該処理不適物を発見することが不可能であったことを運営事業者が明らかにしたときは、市が当該費用を負担するものとする。

第4節 検査及びモニタリング等

（運営事業者による検査）

- 第52条 運営事業者は、要求水準書等及び施設運営マニュアル等の定めるところにより、市川市次期クリーンセンターの機能を維持するために必要な措置を講じ、法律に定める検査その他運営事業者が必要と認める検査を行わなければならない。
- 2 運営事業者は、前項の検査を行ったときは、検査の結果を遅滞なく市に報告しなければならない。

（市のモニタリング）

- 第53条 市は、運営事業者による運営業務委託契約の履行状況を確認するため、要求水準書に定めるところに従い、モニタリングを行う。
- 2 前項のモニタリングのほか、市は、自己の負担により、市川市次期クリーンセンターの検査を行うことができる。この場合において、市は、運営事業者の通常の営業時間内に、抜き打ちによる検査の場合を除き運営事業者に対して事前に通知を行ったうえで市川市次期クリーンセンターへ立ち入り、検査、計測等を行うことができるものとする。
- 3 市は、前項の検査、計測等の業務を、法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。
- 4 市は、第2項の検査の実施に際しては、運営事業者の行う施設運営業務の実施に重大な影響を与えないよう配慮しなければならない。

（市川市次期クリーンセンターに係る計測）

- 第54条 運営事業者は、施設運営期間中、自己の負担において、運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアル等の定めるところに従い、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、市川市次期クリーンセンターに係る計測を実施するものとする。
- 2 運営事業者は、要求水準書等記載の計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施しなければならない。
- 3 市は、第1項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が市川市次期クリーンセンターの安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断する場合は、運営事業者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、市が測定値に応じて決定できるものとする。
- 4 運営事業者は、市川市次期クリーンセンターの施設性能基準に関する計測項目について、要求水準書記載の計測管理項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は市が合理的に要求する場合は、自らの費用により、計測を実施し、その結果を速やかに市に報告しなければならない。

（監視基準値）

第 55 条 運営事業者は、要求水準書に定める公害防止基準値を踏まえ、自らの監視基準値を定め、市の確認を得るものとする。

- 2 市又は運営事業者は、検査、計測等の結果、監視基準値に達したことが判明した場合は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、測定値の状況に応じ、計測頻度の増加等の監視強化に係る適切な措置その他必要と認められる措置をとらなければならない。

（停止基準値）

第 56 条 市又は運営事業者は、検査、計測等の結果、要求水準書に定める公害防止基準値のうち排ガスに係る基準値（以下「停止基準値」という。）を超過したことが判明した場合は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、要求水準書に従い、直ちに市川市次期クリーンセンターの全部又は一部の運転を停止し、原因の究明に努め、要求水準を満たす正常な運転が再開されるよう市川市次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、市は、運営事業者に対し、運転停止時から 60 日以内に同項に定める施設運営業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、同項の施設運営業務の改善等につき、運転停止時から 60 日の改善復旧期間を与えるものとする。

（施設性能基準の未達及びその他の債務不履行）

第 57 条 市又は運営事業者は、この節の規定による計測、モニタリング等の結果、要求水準が達成されないこと（前条に定める停止基準値の超過及び第 60 条に定める主灰及び飛灰の引渡基準の未達を除く。）が判明した場合は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は原因の究明に努め、要求水準を満たすよう、市川市次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、市は、必要と認めるときは、運営事業者に市川市次期クリーンセンターの全部又は一部の運転の停止を指示するものとし、運営事業者はこれに従わなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、市は、運営事業者に対し、当該通知から 60 日以内に同項に定める施設運営業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、同項に定める施設運営業務の改善等につき、当該通知から 60 日の改善復旧期間を運営事業者に与えるものとする。
- 4 第 1 項の規定による要求水準の未達成及び前条に定める停止基準値の超過の場合を除き、運営事業者が運営業務委託契約に定める義務を履行しないときは、市は、運営事業者に対し、60 日を超えない期間を定め、当該期間内に不履行を改善し、運営業務委託契約

の定めに従い義務を履行すること、又は不履行を改善するために市が適当と認める内容の改善復旧計画書を市に提出することを請求することができる。

- 5 運営事業者は、前項の規定による市の請求に従い不履行を改善したときは、市の確認を受けなければならない。
- 6 運営事業者は、市が適当と認める内容の改善復旧計画書を市に提出したときは、当該改善復旧計画書の内容を誠実に履行しなければならない。

（施設運営費の減額）

- 第 58 条 運営事業者が、第 57 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により与えられた改善復旧期間に、市川市次期クリーンセンターの補修、施設運営業務の改善等を行い、市川市次期クリーンセンターの正常な運転（要求水準を全て満足する運転をいう。以下同じ。）ができるよう回復できない場合は、改善復旧期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを市が確認するまでの期間に相当する施設運営費のうちの固定費（ごみ焼却処理施設が正常に運転できない場合はごみ焼却処理施設にかかる業務委託費の固定費とし、不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合は不燃・粗大ごみ処理施設にかかる業務委託費の固定費とする。）を 10 パーセント（ごみ焼却処理施設又は不燃・粗大ごみ処理施設のそれぞれにつき施設全体の稼働が停止している場合は 20 パーセント）減額するものとする。ただし、要求水準の未達が不可抗力又は市の責めに帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。
- 2 運営事業者が、前条第 4 項の規定による期間内に、運営業務委託契約の不履行（要求水準の未達成の場合を除く。以下、本項において同じ。）を改善しないとき（不履行に対し市が適当と認める内容の改善復旧計画書を提出しないとき、又は不履行に対し運営事業者が提出した改善復旧計画書の内容を履行しないときを含む。）は、当該期間を経過したときから運営事業者が不履行を改善したときまでの間に相当する施設運営費のうちの固定費の 5 パーセントを減額できるものとする。
 - 3 前項の規定による施設運営費の減額は、市の運営事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、施設運営費の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。
 - 4 市は、第 42 条第 1 項の施設運営業務の不能等が生じたときは、第 1 項の固定費の減額のほか第 42 条第 3 項の減額を行うことができる。

（停止期間中の処理対象物の処理）

- 第 59 条 運営事業者は、計画外の運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全量の受け入れができない状態に陥った場合は、市から提供される処理対象物は、次に掲げる優先順位に従い処理するものとする。
- （1）受入設備に処理対象物を受け入れ、市川市次期クリーンセンターの運転が再開するのを待つ。

- (2) 受け入れた処理対象物が、受入設備の貯留容量を超える場合は、運営事業者が手配する代替又は保管のための廃棄物処理施設まで持ち込むものとし、市川市次期クリーンセンターの運転が再開するのを待つ。
- (3) 市川市次期クリーンセンターが運転を再開した場合は、市川市次期クリーンセンターにおいて処理を行う。

第5節 残さ等

（主灰及び飛灰の取扱）

第60条 主灰及び飛灰は、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づき運営事業者の責任で貯留設備に貯留し、運営事業者が配車する運搬車両へ運営事業者が積み込むものとする。この場合において、主灰及び飛灰の運搬及び処分は市が行うものとする。

2 運営事業者は、市が主灰及び飛灰の処分を委託する者並びに主灰及び飛灰の運搬を委託する者との間で、運搬台数、運搬量、運搬時間等に係る日常的な連絡並びに調整を行う。

3 運営事業者は、主灰及び飛灰の発生量が、事業者提案において一事業年度における量として想定した量を超過するおそれがあると認める場合は、市に対して、速やかに報告しなければならない。

4 運営事業者は、前項の規定による報告をしたときであって、市の要請を受けたときは、主灰及び飛灰の量の増加の原因を自らの費用で調査し、その結果を速やかに報告しなければならない。

5 運営事業者は、処理対象物1トン当たりの主灰及び飛灰の発生量が事業者提案に示された値を超過するときは、当該超過に係る主灰及び飛灰の処理・処分費（搬出先への運搬費及び処理・処分に要する費用をいう。以下同じ。）を負担する。この場合において、運営事業者が負担する金額は、一事業年度の主灰及び飛灰発生量から、当該年度の処理対象物の処理・処分量に事業者提案に示された処理対象物1トン当たりの主灰及び飛灰発生量を乗じた量を控除した量に、主灰及び飛灰1トン当たりの処理・処分費を乗じて得た金額とし、当該事業年度の最終月の施設運営費から控除する方法により精算するものとする。

6 処理対象物1トン当たりの主灰及び飛灰の発生量が事業者提案に示された値を超過した原因が、搬入された処理対象物のごみ質が計画性状の範囲を逸脱するものであると認められるときは、前項の規定は適用しない。

7 運営事業者は、主灰及び飛灰の引渡基準の未達が生じた場合は、直ちに原因を解明し、改善復旧計画を市に提示し、確認を得なければならない。

8 運営事業者は、前項の確認を得た改善復旧計画に従い、速やかに復旧を図るものとする。

9 運営事業者は、改善が完了できたと判断した時点で、主灰及び飛灰の再度の計測を市に要請することができる。この場合において、計測及び改善に要する一切の費用は運営事業者が負担するものとする。

- 10 主灰及び飛灰の引渡基準未達の主灰及び飛灰の処理は、運営事業者の負担と責任において適正に行うものとする。
- 11 主灰及び飛灰の引渡基準の未達が生じた原因が、搬入された処理対象物のごみ質が計画性状の範囲を逸脱するものであると認められるときは、第7項から前項までの規定は適用しない。

（破砕不適金属類及び選別非鉄金属類）

- 第61条 破砕不適金属類及び選別非鉄金属類は、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づき運営事業者の責任で適切に処理したうえで保管し、運営事業者が配車する運搬車両へ運営事業者が積み込むものとする。この場合において、破砕不適金属類及び選別非鉄金属類の運搬及び処分は、市が行うものとする。
- 2 運営事業者は、市が破砕不適金属類及び選別非鉄金属類の処分を委託する者並びに破砕不適金属類及び選別非鉄金属類の運搬を委託する者との間で、運搬台数、運搬量、運搬時間等に係る日常的な連絡並びに調整を行う。

（有害ごみ等の取扱い）

- 第62条 有害ごみ、剪定枝、マットレス、小型充電式電池等は、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づき運営事業者の責任で適切に保管し、運営事業者が用意する運搬車両へ運営事業者が積み込むものとする。この場合において、有害ごみ等の運搬及び処分は、市が行うものとする。
- 2 運営事業者は、市が有害ごみ等の処分を委託する者並びに有害ごみ等の運搬を委託する者との間で、運搬台数、運搬量、運搬時間等に係る日常的な連絡並びに調整を行う。

第6節 余熱による発電及び熱供給等

（発電設備の運転）

- 第63条 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に従い、ごみ焼却処理施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとし、発電した電気を市川市次期クリーンセンター及び外部余熱利用施設で利用するほか、余剰電力については第三者に売電する。この場合において、余剰電力の売電に係る契約は、市が電力事業者と直接契約する。売電による収入は市に帰属する。
- 2 市は、事業者提案に示された年間発電効率を20分の1を超えて下回る場合は、20分の1を下回る部分の売電収入金額のすべてを運営事業者に請求できるものとする。ただし、年間発電効率が20分の1を超えて下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。

（熱供給等）

- 第 64 条 運営事業者は、運営業務委託契約、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に従い市川市次期クリーンセンターを運転することにより発生する低圧蒸気等を市川市次期クリーンセンター及び外部余熱利用施設で利用するほか、特定供給先に供給する。
- 2 市は、前項の低圧蒸気等の年間総供給量が事業者提案に示された供給量を 5 パーセントを超えて下回る場合は、施設運営費のうち第 4 四半期の固定費を 10 パーセント減額する。ただし、低圧蒸気等の供給量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを運営事業者が明らかにしたときは、減額を行わないものとする。
- 3 運営事業者は、前項の場合において、市が不足する低圧蒸気等の供給量を補うための費用を負担した場合は、当該費用についても負担する。ただし、運営事業者は、低圧蒸気等の供給量が下回った原因が不可抗力又は市の責に帰すべき事由によることを明らかにしたときは、当該費用の負担を免れるものとする。

第 7 節 地域社会への配慮

（市内業者の活用）

- 第 65 条 運営事業者は、市川市次期クリーンセンターの運営にあたり、市内業者の活用に配慮するものとする。

第 8 節 ごみ質及びごみ量

（ごみ質）

- 第 66 条 1 事業年度における市川市次期クリーンセンターに搬入される処理対象物のごみ質が計画性状の範囲を大幅に逸脱する場合において、計画性状の範囲を大幅に逸脱した処理対象物の処理に要した費用の増加分が当該年度に適用される施設運営費（固定費と変動費の総額をいい、変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下この条において同じ。）の 20 分の 1 に相当する額（以下「施設運営企業負担増加分」という。）を超えることを運営事業者が合理的に説明し、市が当該説明の内容に合意したときは、運営事業者は、当該超過分の費用負担を市に請求できるものとする。
- 2 市川市次期クリーンセンターに搬入された処理対象物のごみ質が計画性状の範囲内か否かについては、第 53 条第 1 項に定める市のモニタリング結果及び運営事業者が実施した 1 事業年度を単位として年間を通したデータをもとに総合的に判断することとし、当該判断に必要なデータの収集、資料作成等は、全て運営事業者の費用において実施するものとする。
- 3 前項のデータの収集、資料作成等の具体的な実施方法、実施頻度等は、要求水準書等に基づき、市と協議して定めるものとする。
- 4 運営事業者は、前項の規定により得られたデータ及び検査結果等を、市及び運営事業者が協議して定める頻度及び内容で、市に報告しなければならない。

（ごみ質又はごみ量の変動により基準値を遵守できない場合）

- 第 67 条 処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱し、又は処理対象物のごみ量が要求水準書に定める計画ごみ量から大幅に逸脱をする場合は、運営事業者は、市に対して申立てを行い、協議を求めることができる。
- 2 市は、運営事業者の申立てが合理的であると認める場合は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質又は計画ごみ量を算出し、運営事業者と協議のうえ、要求水準を満たすための市川市次期クリーンセンターの改造の要否及び改造の方法等について決定する。この場合において、市は当該改造に係る工事を第三者に発注できるものとし、運営事業者は市が発注業務を行うために必要な情報を市に提供する。
- 3 前項の協議によって決定された市川市次期クリーンセンターの改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、市が負担する。

第 9 節 業務の終了

（契約期間終了時の取扱い）

- 第 68 条 市は、施設運営期間終了の 3 年前までに、施設運営期間終了後の市川市次期クリーンセンターの運営の継続について運営事業者に申し出ることができる。
- 2 運営事業者は、市から前項の規定による申出を受けたときは、市と運営の継続に係る協議を行うものとし、市が本事業の継続又は運営事業者以外の第三者に委託をするために次に掲げる事項を求めた場合は、運営事業者はこれに応じるものとする。
- (1) 運営事業者が所有する資料の開示
- (2) 新たな事業者による市川市次期クリーンセンター及び運転状況の視察の受入れ及び対応
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、引継ぎ業務への支援等
- 3 運営事業者は、運営業務委託契約期間中の財務諸表並びに次に掲げる各項目に関する費用明細等を市に提出するものとする。
- (1) 人件費
- (2) 運転経費
- (3) 維持管理・補修費
- (4) 用役調達費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設運営業務の実施に必要な一切の費用

（契約期間終了時の明渡し条件）

- 第 69 条 運営事業者は、施設運営期間満了時において、その後 20 年間にわたり継続使用することに支障のない状態であることを市と確認し、市川市次期クリーンセンターを市に明け渡す。

- 2 運営事業者は、市川市次期クリーンセンターの明渡し時において要求水準を満たしていることを確認するため、第三者機関による市川市次期クリーンセンターの検査を自らの費用で実施する。
- 3 運営事業者は、施設運営期間満了後1年の間に市川市次期クリーンセンターに関して運営事業者の維持管理補修等に起因する要求水準の未達が発生した場合は、市の選択により、運営事業者が自らの費用により改善等必要な対応を行うか、又は市が実施する必要な対応に要する費用の負担をする。
- 4 前項の対応を実施するため、運営事業者は、施設運営期間満了後1年間は解散してはならない。ただし、前項の対応を行う義務を市が認める者に引き受けさせたときは、この限りでない。
- 5 前各項に規定するもののほか、明渡し時の条件は要求水準書によるものとし、施設運営委託契約及び要求水準書に定めのない事項は市と運営事業者の協議により定める。

第4章 施設運営費の支払等 (検査及び引渡し)

- 第70条 運営事業者は、市川市次期クリーンセンターの引渡日以降の各事業年度における支払対象期間の施設運営業務を完了したときは、当該支払対象期間における処理対象物の処理量を記載した施設運営業務完了届を市に提出しなければならない。この場合において、施設運営マニュアル等を改定し、又は更新した運営業務成果物がある場合は、併せてこれを市に提出しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による提出を受けたときは、速やかに検査を実施するものとする。
 - 3 市は、前項の検査において、次に掲げる事項を確認したときは、業務完了通知書を運営事業者に交付する。
 - (1) 当該提出された施設運営業務完了届の対象となる施設運営業務及び運営業務成果物が、運営業務委託契約、要求水準書等、施設運営マニュアル、維持管理計画及び改善復旧計画に照らして要求水準の達成状況に適合していること。
 - (2) 当該提出された施設運営業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績に適合していること。
 - 4 市は、前項の業務完了通知書の交付において、当該施設運営業務完了届の対象となる施設運営業務が要求水準を達成していないこと又は履行されていないことによる減額がある場合は、減額の金額を記載して交付する。
 - 5 市は、第2項の検査により運営業務成果物の完成を確認した後、運営事業者から当該運営業務成果物の引渡しを受けるものとする。
 - 6 運営事業者は、運営業務成果物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の再検査を受けなければならない。

（施設運営費の支払）

第 71 条 運営事業者は、前条第 3 項の業務完了通知書を受領したときは、支払対象期間中の処理対象物の処理量に基づき別紙 5 に定めるところにより算定した施設運営費から前条第 4 項の減額の金額を差し引いた金額の請求書を市に提出するものとする。

2 市は、前項に定める運営事業者からの適法な請求書の受領後 30 日以内に、施設運営費を運営事業者を支払うものとする。

（施設運営費の改定方法等）

第 72 条 市及び運営事業者は、社会経済状況の変化に応じて、施設運営費における固定費及び変動費の改定ができるものとし、詳細については別紙 6 に定めるとおりとする。

第 5 章 契約の解除等

（市の解除権）

第 73 条 市は次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、運営業務委託契約を解除することができる。

- （1） 運営事業者が、正当な理由なく、運営業務委託契約に定める義務を履行せず、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2） 運営事業者の責に帰すべき理由により、施設運営期間の開始までに施設運営業務の開始の準備が調わないとき、又は施設運営期間経過後相当の期間内に施設運営業務の履行の全部を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （3） 運営事業者が第 21 条第 1 項の総括責任者を設置しなかったとき。
- （4） 運営事業者が運営業務委託契約の履行に係る法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- （5） 運営事業者が、施設運営業務の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないと認められるとき。
- （6） 運営事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の申立てを含む。）があったとき、運営事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立てを決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- （7） 運営事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- （8） 運営事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- （9） 運営事業者が第 75 条第 1 項の規定によらないで運営業務委託契約の解除を申し出たとき。
- （10） 運営事業者の責に帰すべき事由により、運営業務委託契約上の運営事業者の義務の履行が不能となったとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、運営事業者が運営業務委託契約に違反し、その違反により運営業務委託契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (12) 運営事業者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- イ 役員又はその使用人その他の従事者（以下「役員等」という。）が、暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ウ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 燃料、資機材等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
- キ 運営事業者がアからオまでのいずれかに該当する者を燃料、資機材等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が運営事業者に対して当該契約の解除を求め、運営事業者がこれに従わなかったとき。
- (13) 運営事業者が施設運営期間の開始日までに第 12 条に定める契約の保証を付さなかったとき。
- 2 前項の規定により運営業務委託契約が解除された場合においては、運営事業者は、解除の日が属する事業年度の年間施設運営費（消費税を含む。）の総額の 100 分の 10（運営事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 98 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は 100 分の 30）に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 12 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 市は、第 1 項の規定により運営業務委託契約を解除した場合において、第 2 項に規定する違約金の額を超過する損害を被った場合は、当該損害の超過額を運営事業者に請求することができる。
- 5 第 1 項に規定する場合において、施設運営企業が共同事業体であり、すでに解散しているときは、市は施設運営企業の代表者であった者又は構成企業であった者に違約金の支

払いを請求することができる。この場合において、施設運営企業の代表者であった者又は構成企業であった者は、連帯して支払わなければならない。

（必要な場合の解除）

第 74 条 市は、前条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、180 日前に運営事業者へ通知することにより運営業務委託契約の全部または一部を解除することができる。

2 市は、前項の規定により運営業務委託契約の全部又は一部を解除したことにより運営事業者へ損害を及ぼしたときは、運営事業者の事情に基づき市が運営業務委託契約を解除したと認められる場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 75 条 市は、第 73 条第 1 項に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、運営業務委託契約を解除することができない。

（運営事業者の解除権）

第 76 条 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運営業務委託契約を解除することができる。

（1） 第 37 条の規定による施設運営業務の中止期間が 6 月を超えたとき。ただし、当該中止が施設運営業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の施設運営業務が完了した後 3 月を経過してもなおその中止が解除されないとき。

（2） 市が運営業務委託契約に違反し、その違反によって運営業務委託契約の履行が不能となったとき。

（3） 前条第 1 項の規定により運営業務委託契約の一部を解除した結果、年間施設運営費の総額が半分を満たさなくなったとき

2 運営事業者は、前項の規定により運営業務委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

（運営事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 77 条 運営事業者は、前条各号に定める場合が施設運営企業の責めに帰すべき事由によるものであるときは、運営事業者は、運営業務委託契約を解除することができない。

（解除に伴う措置）

第 78 条 市は、第 73 条第 1 項、第 74 条及び第 76 条第 1 項の規定により運営業務委託契約を解除する場合は、次に掲げる措置をとるものとする。

（1） 市は運営事業者に対して運営業務委託契約を解除する旨を通知し、運営業務委託契

約を解除する。

(2) 市は、第 73 条第 1 項、第 74 条及び第 76 条第 1 項の規定により運営業務委託契約が解除された場合、契約解除通知日における履行済みの業務内容について第 70 条の履行確認を行い、かかる施設運営費の未払額に相当する金額を、第 71 条に定める施設運営費の支払い方法で支払うものとする。

2 運営事業者は、運営業務委託契約が解除された場合において、運営業務貸与品があるときは、当該運営業務貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該運営業務貸与品を運営事業者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

第 6 章 その他

（火災保険等）

第 79 条 運営事業者は、事業者提案に基づいて自らの責任と費用負担により、施設運営業務の実施に必要となる保険を付保することができるものとし、当該保険を付保したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 運営事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券及び保険約款（特約がある場合は、当該特約に関する書類を含むものとする。）又はこれらに代わるものの写しを直ちに市に提出しなければならない。

3 運営事業者は、市が自ら加入する火災保険等において、市が保険金を保険会社等に請求する場合には、その請求に必要となる資料の提供及び作成等の支援を行わなければならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 80 条 運営業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 運営業務委託契約に関する紛争又は訴訟については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

（あっせん又は調停）

第 81 条 運営業務委託契約における各条項において市と運営事業者が協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに市が定めたものに運営事業者が不服である場合その他運営業務委託契約に関して市と施設運営企業との間に紛争が生じた場合は、市及び運営事業者は、協議のうえ調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、市及び運営事業者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは市及び運営事業者が折半し、その他のものは市及び運営事業者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設運営企業の業務の実施に関する紛争については、第 22 条第 3 項の規定により運営事業者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは運営事業者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、市及び運営事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市又は運営事業者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、同項の市と運営事業者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（解釈）

第 82 条 運営業務委託契約に定めのない事項又は運営業務委託契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営事業者が協議して定めることとする。

別紙１ 用語の定義

運営業務委託契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「アドバイザー」とは、市又は事業者から本事業の実施又は本事業の入札手続等に関して業務を受任し、又は請け負った者をいう。
- 2 「維持管理計画」とは、運営事業者が要求水準書等及び施設運営マニュアル等をふまえて作成する市川市次期クリーンセンターの点検保守・補修・更新等に関する業務の詳細を記載した維持管理の計画をいう。
- 3 「運営業務成果物」とは、運営業務委託契約、要求水準書、事業者提案その他市の要求に基づいて運営事業者及び施設運営企業が作成して市に提出する書類、図面、写真、映像等の総称をいう。（未完成の運営業務成果物及び施設運営業務を行ううえで得られた記録等を含む。）
- 4 「運営業務貸与品」とは、市が運営事業者に貸与又は支給する書類等（施設整備企業が市に提出した施設運営マニュアル等及び完成図書を含む。）その他運営業務に必要な物品等をいう。
- 5 「運営事業者」とは、市川市次期クリーンセンターの施設運営業務の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社のことをいう。
- 6 「開庁日」とは、市川市の休日を定める条例（平成元年条例第 18 号）第 1 条に定める市の休日以外の日をいう。
- 7 「完成図書」とは、市川市次期クリーンセンターの完成図、取扱説明書その他計算書及び報告書等の総称をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。
- 8 「基本契約」とは、市と事業者及び運営事業者との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備運営事業に関する基本契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と施設整備企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 9 「計画性状」とは、要求水準書に定めるごみ焼却処理施設の計画ごみ質の三成分（計画ごみ質の元素組成は除く。）及び低位発熱量をいう。
- 10 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 11 「事業期間」とは、基本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和 32 年 12 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 12 「事業者」とは、本事業の施設整備業務及び施設運営業務を実施する民間事業者のことをいう。
- 13 「事業者提案」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出した本事業

- の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 14 「事業年度」とは、事業期間中の４月１日から翌年の３月３１日までの期間とする。
- 15 「施設運営期間」とは、市川市次期クリーンセンターの引渡日の翌日（同日を含む。）から理由の如何を問わず運営業務委託契約が終了した日（同日を含む。）又は令和３２年１２月３１日（同日を含む。）のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 16 「施設運営企業」とは、運営事業者が別途契約する市川市次期クリーンセンターの施設運営業務を実施する企業のことをいう。複数の企業による場合は、民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 17 「施設運営業務」とは、本事業における市川市次期クリーンセンターの運転管理業務及び維持管理業務、施設運営業務期間終了時の市への引き継ぎ業務の総称をいう。
- 18 「施設運営準備期間」とは、施設整備請負契約についての本契約が締結されたことをもって運営業務委託契約が有効となった日（同日を含む。）から市川市次期クリーンセンターの引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 19 「施設運営費」とは、本事業において基本契約及び運営業務委託契約に基づいて市が運営事業者を支払う施設運営業務を実施したことの対価（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算定する。）の総額の概算をいう。
- 20 「施設運営マニュアル」とは、運営事業者が要求水準書等及び施設運営マニュアル等をふまえて作成する市川市次期クリーンセンターの運転管理に関する業務の詳細を記載した運転管理のマニュアルをいう。
- 21 「施設運営マニュアル等」とは、施設整備企業及び運営事業者が作成する市川市次期クリーンセンターの施設運営に関するマニュアル（その後に市と協議の上で適宜運営事業者が更新した部分を含む。）をいう。
- 22 「施設整備請負契約」とは、市と施設整備企業との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備運営事業に関する施設整備請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と施設整備企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 23 「施設整備企業」とは、市川市次期クリーンセンターの整備（設計・建設・撤去等）を実施する企業のことをいう。
- 24 「施設整備業務」とは、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書等に基づいて市川市次期クリーンセンターを整備する業務をいう。
- 25 「実施設計図書」とは、市川市次期クリーンセンターの実施設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。なお、プラント建設工事については、施工承認図を含むこととする。
- 26 「市内業者」とは、本事業の応札時点で市川市内に本店（本社）を有する企業のことをいう。
- 27 「支払対象期間」とは、各事業年度における４月１日から３月末日までの期間をいう。

- 28 「消費税等」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。
- 29 「処理対象物」とは、市川市次期クリーンセンターに搬入される燃やすごみ、燃やさないごみ及び大型ごみから処理不適物を除いて処理されるものをいう。
- 30 「処理不適物」とは、市川市のごみ処理計画において処理不適物として定められているものの他、市川市次期クリーンセンターでの処理が困難又は不適當であると運営事業者が申し立てを行い、市がこれを受理したものの総称をいう。
- 31 「特定供給先」とは、市川市次期クリーンセンターにおける余熱利用にともない発生する電気を供給する市の指定する市川市次期クリーンセンターの周辺施設をいう。
- 33 「年間施設運営費」とは、運営業務委託契約の履行期間の各事業年度における施設運営費（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算定する。）をいい、消費税相当額を含む。
- 34 「売電収入」とは、市川市次期クリーンセンターから得られる余剰電力を電気事業者に売電することで得られる収入であり、年間売電電力量に売電単価を乗じた値をいう。
- 35 「引渡基準」とは、要求水準書に定める資源化施設及び最終処分場への搬入基準をいう。
- 36 「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、市並びに事業者及び運営事業者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者及び運営事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、要求水準書又は設計図書に基準が定められているものは、当該基準を超えるものをいう。
- 37 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- 38 「法令等の変更等」とは、事業契約締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。
- 39 「本事業」とは、市川市（以下「市」という。）が発注する市川市次期クリーンセンター（仮称）の施設整備及び施設運営等を行う事業のことをいう。
- 40 「有害ごみ」とは、スプレー缶類、乾電池類、ライター類、蛍光灯類、小型充電式電池類等をいう。
- 41 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、運営事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 42 「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した資料である「市川市次期クリーンセンター整備運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質

問回答書をいい、変更された時は変更後のものをいう。

43 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案の総称をいう。

44 「余剰電力量」とは、ごみ焼却処理施設で発生する電力量から、市川市次期クリーンセンター及び外部余熱利用施設で使用した電力量を差し引き、余剰分が発生した場合の電力量のことをいう。

別紙２ 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条 運営事業者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（個人情報の機密保持義務）

第２条 運営事業者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

（受託目的以外の個人情報の利用の禁止）

第３条 運営事業者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への個人情報の提供の禁止）

第４条 運営事業者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止又は制限）

第５条 運営事業者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず市の承諾を得るものとする。

（適正管理）

第６条 運営事業者は、この契約による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。運営事業者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（個人情報の複写又は複製の禁止）

第７条 運営事業者は、この契約による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の無断持ち出しの禁止）

第８条 運営事業者は、市から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、市の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- （１） この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- （２） 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定す

る電気通信をいう。)を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告義務）

第9条 運営事業者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 運営事業者がこの契約の事務を処理するために、市から提供を受け、又は運営事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに市に返還し、又は引き渡し、若しくは市の指示に従い抹消するものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 市は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る運営事業者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は運営事業者に参加となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 運営事業者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 運営事業者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、運営事業者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別紙3 情報セキュリティ取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 運営事業者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

（定義）

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 市が本件業務を履行させるために運営事業者へ提供した情報（個人情報を含む）又は運営事業者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

（目的外利用の禁止）

第3条 運営事業者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 運営事業者は、本件業務の履行に当たり市に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、市の承認を得なければならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 運営事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止又は制限）

第5条 運営事業者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず市の承諾を得るものとする。

2 運営事業者は、前項の規定により市の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について市に報告しなければならない。

3 運営事業者は、市が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

（適正管理）

第6条 運営事業者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 運営事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（無断持ち出しの禁止）

第8条 運営事業者は、本件業務に関する情報について、市の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（情報セキュリティの維持、改善等）

第9条 運営事業者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、運営事業者が開発し、又は開発させ市に納入している情報システムの改修が必要となるときは、市と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、市と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 運営事業者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 運営事業者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

（情報セキュリティインシデントへの対応等）

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、運営事業者は、直ちに、市に報告するとともに、市の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 運営事業者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を市に報告しなければならない。

3 市は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

（情報セキュリティの管理体制）

第11条 運営事業者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について市と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 運営事業者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

（不要な情報の返却又は廃棄）

第12条 運営事業者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 運営事業者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって市に報告するものとする。

（報告の徴収及び立入検査等）

第13条 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、運営事業者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、運営事業者が講じた情報セキュリティ対策の

実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 運営事業者は、市から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

（損害賠償義務）

第 14 条 運営事業者は、運営事業者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって市又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

別紙４ 処理手数料の徴収にかかる特記事項（第 49 条関係）

（委託事務）

- 第 1 条 運営事業者は、市に市川市クリーンセンターの一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収事務を委託し、受託者はこれを履行するものとする。
- 2 運営事業者が市に徴収を委託する手数料は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）第 27 条第 1 項に定めるものとする。
- 3 運営事業者は、本契約に基づき要求水準書の定めるところにより手数料の徴収事務を行う場合には、常に市の指示に従い、次の各号に掲げる事項を忠実に遵守しなければならない。
- （１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）、市川市財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）その他関係法令を誠実に守るものとする。
- （２）運営事業者は、手数料の徴収事務を行うときは、身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。
- （３）運営事業者は、手数料を徴収するときは、調定後、納入通知書を申請者に交付するものとする。
- （４）運営事業者は、使用料の納付を受けたときは、領収日の入った領収書を受託者の名で、申請者に対して交付するものとする。この場合において、運営事業者が市の徴収事務受託者である旨を併せて記載し、領収書控を保存するものとする。
- （５）施設運営企業は、徴収に係る手数料を、徴収した日の翌月 15 日（その日が市川市の指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の営業日でない日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日）までに現金等払込書に領収済通知書を添えて、出納取扱店又は収納取扱店に払い込むものとする。
- （６）運営事業者は、指定金融機関等から交付を受けた領収書、現金等払込書及び領収済通知書の控えを適切に保管するものとする。
- （７）運営事業者は、毎月の調定額を調定通知書に記載し、税外収入整理簿に添えて、翌月 15 日までに市に提出するものとする。
- （８）運営事業者は、帳簿（その作成または保存に代えて電磁的記録の作成または保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）を備え付け、徴収事務に関する事項を記載し、保存しなければならない。

（一括再委託の禁止）

- 第 2 条 運営事業者は、この契約に基づく事務を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

（委託事務の検査）

- 第3条 運営事業者は、委託事務の履行及び適正な執行を確保するために、必要があると認めるときは、施設運営企業に対して、事務の執行状況について報告を求めることができる。
- 2 市は、委託事務の履行及び適正な執行を確保するために、必要があると認めるときは、運営事業者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、立入検査を行う市は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 運営事業者は、市が事前に指定する日時において、徴収事務について検査を受けなければならない。
- 4 市は、前3項の検査を行ったときは、その結果に基づき、運営事業者に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（運営事業者の名称等の変更について）

- 第4条 運営事業者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ市に届け出なければならない。

別紙 5 施設運営費の算定方法（第 71 条関係）

1 施設運営費の構成と算定方法

施設運営費は、固定費と変動費の合計額として次式により算定し、四半期ごとに支払うこととする。なお、固定費は、ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設ごとに算出すること。

$$\text{施設運営費} = \text{固定費（円）} + \text{変動費単価（円／t）} \times \text{処理対象物の処理量（t）}$$

なお、処理対象物の処理量は運転記録報告書により確定するものとし、この場合において 1t 未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

また、四半期ごとに支払う施設運営費に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 固定費と変動費単価

(1) ごみ焼却処理施設

① 固定費

固定費は、処理対象物の処理量にかかわらず支払われる固定的費用。

固定費 : 金 【●●●】 円

② 変動費単価

変動費単価は、処理対象物 1 t あたりの変動的な処理単価。

変動費単価 : 金 【●●●】 円／t

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

① 固定費

固定費は、処理対象物の処理量にかかわらず支払われる固定的費用。

固定費 : 金 【●●●】 円

② 変動費単価

変動費単価は、処理対象物 1 t あたりの変動的な処理単価。

変動費単価 : 金 【●●●】 円／t

3 固定費と変動費の取り扱い

変動費は運転管理に必要な燃料費、薬剤費、光熱水費（基本料金を除く）とし、固定費はそれら以外の運転管理及び維持管理等に必要な全ての費用とする。

別紙 6 施設運営費の見直し（第 72 条関係）

1 物価変動等の指標

改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

表 1 物価変動等の指標

区分	改定の対象となる費用	指標
固定費	人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/千葉県平均」（厚生労働省）
	光熱水費（基本料金）	各供給事業者等との需給契約が変更された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	維持管理・補修費	「消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
変動費	燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
	薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	光熱水費（基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。

2 見直し方法

固定費、変動費（変動費単価）については、次式に従って変化率により見直しを行うものとする。

$$Y = X \times (\text{変化率})$$

Y : 見直し後の施設運営費（固定費、変動費単価）

X : 見直し前の施設運営費（固定費、変動費単価）

（変化率） : 前回見直し時（※ 1）からの企業物価指数（※ 2）の 12 ヶ月平均値（※ 3）の変化率

※ 1 実際に見直しが行われた時点を指す（初回の見直しの場合は、入札書の提出時を指す。）。（以下同様。）

※ 2 入札書の提出時については、【●】年【●】月から【●】年【●】月までの 12 ヶ月平均値とし、その他の年度については、当該年度の前年の 8 月から当該年度の 7 月までの 12 ヶ月平均値とする。

3 見直し及び適用時期

市又は運営事業者の請求をもって、毎年10月に翌事業年度の施設運営費（固定費、変動費単価）を見直し、翌事業年度の施設運営費から適用する。なお、毎年9月末までに市または運営事業者から相手方に対し見直しの請求がないときは、翌事業年度の施設運営費にかかる見直しは行わない。

4 例外的な見直し方法の採用

固定費、変動費を構成する項目のうち、1及び2による見直し方法が適当でないと市及び運営事業者が認めた費目については、市と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

5 許容割合の設定

1及び2の見直しによる施設運営費と前回見直し時の施設運営費との差額が後者の±3パーセント以内にある場合は、影響が軽微であるとして施設運営費の見直しを行わない。なお、変動費の算出にあたっては計画処理量を用いるものとする。